

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

DIC 企業年金基金は、「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、アセットオーナーとして受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていくため、これを受け入れることを表明します。当プリンシプルの原則1～5について、以下のような方針で取り組みます。

【原則 1】

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは 状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、受益者等の最善の利益を勘案し、運用目的を加入者・受給権者の利益のため安全かつ効率的に積立金の運用を行うことと定め、資産運用委員会で法令等に基づき運用の基本方針において運用目標及び運用方針を定めています。また、年金制度の状況や経済・金融環境等の変化に適切に対応するため、運用基本方針等を見直し、必要に応じて改定しています。

【原則 2】

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するよう取り組みます。また、年金資産運用に係る事項を審議するため「資産運用委員会」を設置、必要に応じて外部のコンサルティングによる分析・助言を活用しています。

【原則 3】

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、加入者・受給権者の利益の観点から、運用の基本方針にて政策アセットミックスを策定しており、リスク管理を適切に行っています。各商品の採用にあたってポートフォリオ内でのリスク分散を意識し、各商品のポートフォリオ内での役割を明確化のうえ、受益者の利益最大化に資するポートフォリオを構築しています。また、運用委託先から定期的な報告を受け、運用基本方針に基づく適切な運用が為されているかについてモニタリングを実施することで定量・定性両面で評価し、定期的に委託先の見直しを行います。

【原則 4】

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、情報提供すべきステークホルダーを加入者・受給権者と判断して、運用状況について、年度ごとに運用方針、政策アセットミックス、資産運用状況、財政状況等を含む業務概況の周知を行います。

【原則 5】

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ります。

以上